

「綾川上流緑の回廊」の設定方針

平成 18 年 3 月

九州森林管理局

目 次

1	「緑の回廊」の位置及び区域	1
	（1）設定目的.....	1
	（2）設定区域の概要.....	1
	（3）区域の概定に当たっての考え方	2
2	「緑の回廊」の維持・整備に関する事項	2
	（1）伐採に関する事項	2
	（2）更新・保育に関する事項	3
3	「緑の回廊」の管理に関する事項	3
	（1）管理に関する事項	3
	（2）管理に関する事項	3
4	「緑の回廊」のモニタリングに関する事項	4
	（1）実施体制	4
	（2）情報提供の考え方	4
5	その他留意事項	4
	（1）整備・管理体制の充実.....	4
	（2）普及啓発.....	4
	（3）区域の変更等	4
6	設定委員会の審議通過	5
7	区域及び面積	6

1 「緑の回廊」の位置及び区域

(1) 設定の目的

照葉樹林は、ヒマラヤの南部から中国の雲南地方、日本の南西部及びカナリア諸島、チリ南西部に分布するが、農地開拓等の開発が進む中で、原生的な姿を見ることは難しくなっている。我が国の照葉樹林は、主に西日本に分布するが、面積は約30万ha、森林面積の1%程度を占めるまで減少し、しかも多くは断片化、二次林化しており、原生的な照葉樹林は全国でも僅かしか残っていないところである。

一方、近年、地球的規模で環境問題が叫ばれる中で、個体群の減少とそれに伴う遺伝的変異の減少による生物種の絶滅防止など生物多様性確保に向けた新たな取り組みが求められており、森林生態系の保全や種の保存と遺伝資源の保護などの取り組みを行う必要がある。

このような中で、それぞれの地域における自然環境は、一定の広がりや連続性を持って多種多様な機能を果たしており、中でも希少性を有する照葉樹林の豊かな森林生態系をより良い形で次の世代に引き継いでいくためには、生態系の多様な機能を構成している森林の連続性を確保することが重要である。

このため、綾の照葉樹林について既存の保護林を拡充するとともに新たに保護林を設定し、植林地により断片化された林分を自然林に復元しながらそれらを連結して、照葉樹林の連続性を確保することにより、森林生態系の一層の保護・保全を図り、貴重な野生動植物の広域化や相互交流に資する等、生物多様性確保の観点から、より広範で効果的な保全を図る「緑の回廊」を設定することとする。

(2) 設定区域の概要

照葉樹林の分布及び保護林の設定状況から、綾の照葉樹林地域で北に位置する掃部岳植物群落保護林と大森岳植物群落保護林を連結する「緑の回廊」を設定することとする。

この地域は、綾の照葉樹林の中核に位置し、ブナ科（ツブラジイ、スダジイ、マテバシイ、アカガシ、イチイガシ、アラカシなど）、クスノキ科（イヌガシ、カゴノキ、タブノキなど）を主体に、これらの樹上や岩上に生育するフウラン、セッコク、ムギランなどの着生植物や、エビネ、シュンランなどの照葉樹林に生育するラン科の自然植生が見られ、生物相も豊かである。

なお、今後、必要に応じて保護林の新設や拡充を行うとともに、将来は民有林との連携も視野に入れることとする。

綾川上流緑の回廊

・掃部岳植物群落保護林

掃部岳周辺の森林は、日本の暖温帯の常緑広葉樹林であるヤブツバキクラスの森林の中に、冷温帯の落葉広葉樹林を代表するブナ林の実質的南限域としての掃部岳山頂周辺のシラキ-ブナ群集、尾根や岩角地にはアケボノツツジ-ツガ群集、標高800m以上の雲霧帯におけるミヤマキリシマ-アカガシ群集及びそれに着生するコケ類・シダ類がみられるなど西日本の自然を代表する極めて重要な自然生態系を保存する。

・大森岳植物群落保護林

大森岳周辺の森林は、日本の暖温帯の常緑広葉樹林であるヤブツバキクラスを大面積に残す地域で、上部からコガクウツギ-モミ群集、イスノキ-ウラジロガシ群集、ルリミノキ-イチイガシ群集と移行し、ア

ラカシ林やホソバタブ林の他、ブナ林要素のサワグルミやカツラの優占する林分、イヌブナの混生するカシ林、ハナガガシの優占する林分等様々なタイプの森林植生や多くの照葉樹林構成要素の種が見られ多様性に富んでいる。また、降水量、気温との関係で空中湿度及び土壌含水率が高く、その結果他の森林では見られないほどフウラン、ナゴランなどの多様な着生植物や林床植物が生育するなど、暖温帯モンスーン域の照葉樹林として西日本の自然を代表する極めて重要な自然生態系を一体的に保存する。

(3) 区域の概定に当たっての考え方

ア ルートの選定

保護林と保護林を効率的かつ効果的に連結するため、河川部及び稜線部に沿って設定することとする。

(延長 : 5km, 面積 : 2,270ha)

イ 着目する野生動植物

多様な生物種を対象とすることとし、特に当該地域においては、モニタリングを実施する中で、森林性哺乳類の着目種を設定することとする。

なお、クマタカ等の猛禽類については、営巣区域が確認された場合は、その適切な取扱いを検討することとする。

ウ 幅と長さ

緑の回廊としての幅に関する知見が不十分であることから、当面、野生動植物の、生息・生育地の拡大と相互交流を促すよう照葉樹林へ復元する区域を設定することとする。

エ 「緑の回廊」に設定する林小班

尾根、沢などの地勢線により区域が明確になるように、林小班単位で設定することとする。

2 「緑の回廊」の維持・整備に関する事項

「緑の回廊」については、野生動植物の生息や移動にとって良好な状態になるよう、森林のタイプに応じて以下のとおり、維持・整備を適切に実施することとし、照葉樹林への復元を進め階層及び樹冠層の多様化を図ることとする。

また、実施に当たっては、貴重な野生動植物の繁殖・生育に影響がないよう時期に配慮することとする。

(1) 伐採に関する事項

ア 原生的な天然林等

原生的な森林生態系を維持するため、保護林に準じて原則として人手を加えず、自然のままの状態を保存することとする。

イ 人手が加わっている天然林

照葉樹林への復元を図るため、森林の構成に配慮した択伐等を行うこととする。

ウ 人工林

照葉樹林への復元を進めるにあたっては森林の各種機能を維持する観点から、間伐等を行い照葉樹の発生・育成への誘導を図ることとする。

なお、餌場を確保するためなど必要な場合には、小規模な伐採を行うこととする。

エ その他

また、営巣、餌場、隠れ場として重要な洞等がある巨木、古木を保残するとともに、倒木、枯損木等についても巡視等の森林管理上危険等がない限り保残することとする。

(2) 更新・保育に関する事項

- ア 更新は、稚幼樹の発生状況などに留意しながら画一的に行わないこととし、必要に応じて採餌木の植栽を行うこととする。
- イ 人工林の下刈は坪刈や筋刈を基本とし、照葉樹は極力残すことに努める。除伐は照葉樹の復元を図ることから基本的に見合わせる。
また、野生動物の餌となるサルナシ、アケビ等については、照葉樹の生育に支障のない限り保残に努めることとする。

3 「緑の回廊」の管理に関する事項

(1) 管理に関する事項

- ア 巡視
巡視に当たっては、特に野生動植物の生息・生育状況及び環境の把握に努めるとともに、一般の入林者に対する普及啓発に努めることとする。
 - イ 動植物の保護
 - (イ) 動物
「緑の回廊」においては、原則として狩猟は行わないこととし、関係機関と調整を図るとともに、狩猟関係者に自粛要請を行うこととする。
なお、野生鳥獣被害に対しては、国民の理解の下に、保護と被害防止の両立が図られるよう関係機関と連絡を密にしながら対策を進めていくこととする。
 - (ロ) 植物
「緑の回廊」においては、スギ、ヒノキ等の人工植栽木を除き、原則として植物の採取は認めない。ただし、学術調査・研究のための試料等の採取については、関係機関との調整を図り、最小限となるようにすることとする。
 - ウ 林地開発の規制
「緑の回廊」については、原則として林地の開発は行わないこととする。
ただし、公用、公共用など公益性の高いものについては、関係機関等と協議の上慎重に対応することとする。
 - エ 自然教育・体験の場としての活用
保護林等については、森林生態系の厳正な保護を因っていくこととするが、「緑の回廊」においては、森林とのふれあいの推進と動植物の保護との調和に配慮した取扱いに努めることとし、県、地元自治体、森林インストラクター及び自然保護団体等の協力を得ながら動植物の生息・生育環境、移動実態等について子供達や市民に対する森林環境教育、体験学習等の場としてモデル的な活用が図られるよう取り組むこととする。
また、「緑の回廊」について国民の理解を深めるため、野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさないよう配慮しながら、看板の設置等を行うこととする。
- ### (2) 施設の整備に関する事項

必要となる治山施設、観察施設等の設置に当たっては、野生動植物の生息・生育環境に悪影響を及ぼすことがないよう配慮することとする。

4 「緑の回廊」のモニタリングに関する事項

「緑の回廊」の整備や管理等を適切に行うため、野生生物の生息・生育及び移動状況や森林施業との関係などを把握する、次のようなモニタリングを実施することとする。

(1) 実施体制

モニタリングの実施にあたっては、学術的知見を有する試験研究機関及び自然保護団体等やボランティア団体等の協力を得るとともに、必要に応じて地域住民等の協力を得ることとする。

(2) 情報提供の考え方

モニタリングの結果得られた知見に基づき、「緑の回廊」の整備や管理等を適切に行うとともに、県及び市町村等の関係部局、大学、研究機関等への情報提供にも努めることとする。

5 その他の留意事項

(1) 整備・管理体制の充実

照葉樹林と野生動植物に関する研修等を実施するとともに、関係行政機関、地方公共団体及び自然保護団体等との連携を図り、「緑の回廊」の整備・管理体制の充実に努めることとする。

(2) 普及啓発

国有林における「緑の回廊」から得られた知見については、民有林における森林生態系に配慮した森林の取扱い等に活用できるよう、県、市町村等に対する情報提供を行うこととする。

(3) 区域の変更等

モニタリングの結果や公益上の理由等により区域の変更等が必要になった場合は、速やかに変更等を行うこととし、規模が大きい場合には、設定の手続きに準じて行うこととする。

6 設定委員会の審議経過

区分	年月日	場所	審議内容
第1回検討委員会	平成17年7月1日	宮崎県 綾町	① 緑の回廊設定予定地等の検討 ② 審議スケジュール等
第2回検討委員会	平成17年10月2日	宮崎県 綾町	① 設定委員会設置容量等の説明 ② 緑の回廊設定予定地の概要等 ③ 「緑の回廊」設定区域(案)の設定方針等(案)
第3回検討委員会	平成17年12月2日	宮崎県 綾町	① 第2回委員会の論点整理 ② 回廊設定方針(案) ③ 承認

7 区域及び面積

「綾川上流緑の回廊」の該当林小班及び面積

森林計画区	森林管理署	市町村	林小班	面積			
大淀川	宮崎	綾町	2095い、ろ、は、は1、に、ほ、ほ1、と、と1、ち、ち1、ち2、ち3、ち4、ち5、ち6、ち7、ち9、り、ぬ、る	69.27	1,142.39		
			2096い、ろ、は、に、ほ	108.43			
			2097い、い1、ろ、は、は1、は2、に、に1、ほ、ほ1、ほ2、ほ3、へ、へ1、へ2、へ3、へ4、へ5、へ6、と1、り1、ぬ	124.14			
			2098い、い1、ろ、は、へ1、と、ち、り	60.24			
			2099い、ろ、は、に、に1、に2、へ、へ1	21.23			
			2142 (全)	92.62			
			2143 (除地除く全)	666.46			
			須木村	2099ち、ち1、り、る、る1、わ、か、よ、れ、そ		43.70	949.07
		2100い、ろ、は、に、に1、に2、ほ、へ、と、ち、ち1、り、る、る1、わ、か、よ、た		90.97			
		2101い、ろ、ろ1、は、は1、に、ほ、へ、と、と1、ち、り、ぬ、ぬ1、イ、ハ		64.51			
		2121 (除地除く全)		97.92			
		2122 (除地「口」除く全)		108.16			
		2134 (除地「二」除く全)		135.61			
		2135 (全)		187.63			
		2136 (全)		108.18			
		2137 (全)		112.39			
		国富町	2163い、い1、い2、い3、い4、い5、い6、い7、い8、い9、ろ、ろ1、ろ2、ろ3、と	50.36	178.08		
			2169 (全)	127.72			
		合計				2,269.54	